

平成29年第5回

中津川市議会（定例会）議案

平成29年11月29日

平成29年第5回中津川市議会（定例会）議案目次

議第130号	中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	1
議第131号	中津川市各種委員等給与条例の一部改正について・・・・・・・・	10
議第132号	中津川市馬籠文化交流施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について・・・・・・・・	12
議第133号	中津川市障がい児総合支援施設の設置等に関する条例の制定について・・・・・・・・・・	15
議第134号	損害賠償の額の決定について・・・・・・・・・・	18
議第135号	損害賠償の額の決定について・・・・・・・・・・	19
議第136号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	20
議第137号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	21
議第138号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	22
議第139号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	23
議第140号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	24
議第141号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	25
議第142号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	26

議第130号

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中津川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施及び就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定

する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの

児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの

生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中

国残留邦人等支援給付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの

児童福祉法による障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する

		る情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市 長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市 長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市 長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市	公営住宅法による公営住宅の管	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

長	理に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

	児の届出、未熟児の訪問指導、 養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 2	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 3	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 6	中津川市若者定住促進住宅管理条例による若者定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 7	中津川市市営単独住宅管理条例	地方税関係情報であって規則で定めるもの

市長	による市営単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
1 8 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教 育委 員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教 育委 員会	中津川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則による私立幼稚園就園奨励金に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第131号

中津川市各種委員等給与条例の一部改正について
中津川市各種委員等給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する報酬の上乗せ支給を可能とするため、この条例を定めようとする。

中津川市各種委員等給与条例の一部を改正する条例

中津川市各種委員等給与条例（昭和32年中津川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

会長	月額	20,500円
委員	月額	16,500円
農地利用最適化推進委員	月額	15,000円

を

会長	月額20,500円に、年額485,000円以内で市長が別に定める額を加算した額	に改める。
委員	月額16,500円に、年額485,000円以内で市長が別に定める額を加算した額	
農地利用最適化推進委員	月額15,000円に、年額485,000円以内で市長が別に定める額を加算した額	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第132号

中津川市馬籠文化交流施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設
等使用料等徴収条例の一部改正について

中津川市馬籠文化交流施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使
用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

馬籠ふるさと学校の改修整備に伴い、及び馬籠自然休養村センターを廃止するた
め、この条例を定めようとする。

中津川市馬籠文化交流施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部を改正する条例

(中津川市馬籠文化交流施設の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市馬籠文化交流施設の設置等に関する条例（平成21年中津川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表馬籠自然休養村センターの項を削る。

(中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正)

第2条 中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例（平成21年中津川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第13を次のように改める。

別表第13（第1条、第2条関係）

区分		全日	午前	午後	夜間	冷暖房 料金	宿泊	
		午前9時から 午後10時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで		1時間 につき	午後3時から 翌日午前11時 まで
大人 (中学生以上)	小人 (3歳以上 小学生以下)							
馬籠	多目的ルーム1(合宿宿泊室)	950円	320円	430円	430円	210円	7,500円	5,500円
	多目的ルーム2(合宿宿泊室)	950円	320円	430円	430円	210円	7,500円	5,500円
	多目的ルーム3(合宿宿泊室)	950円	320円	430円	430円	210円	7,500円	5,500円
	多目的ルーム4(合宿宿泊室)	950円	320円	430円	430円	210円	7,500円	5,500円
	多目的ルーム5(合宿宿泊室)	950円	320円	430円	430円	210円	7,500円	5,500円
	多目的ル	950円	320円	430円	430円	210円	7,500	5,500

ふるさと学校	ーム6(合宿宿泊室)						円	円	
	多目的ルーム7	950円	320円	430円	430円	210円	-		
	多目的ルーム8	950円	320円	430円	430円	210円	-		
	宿泊室1	-	-	-	-	-	7,500円	5,500円	
	宿泊室2	-	-	-	-	-	7,500円	5,500円	
	宿泊室3	-	-	-	-	-	7,500円	5,500円	
	交流室	2,840円	970円	1,290円	1,290円	210円	-		
	会議室	950円	320円	430円	430円	210円	-		
	アリーナ(全面)	4,270円	1,450円	1,940円	1,940円	-	-		
	アリーナ(半面)	2,120円	720円	970円	970円	-	-		
	シャワー室(1人1回につき)	100円							
	相撲場	950円	320円	430円	430円	-	-		

備考

- 1 本市の住民以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の5割を増額した使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第16を次のように改める。

別表第16 削除

附 則

この条例中第1条の規定は平成30年1月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

議第133号

中津川市障がい児総合支援施設の設置等に関する条例の制定について
中津川市障がい児総合支援施設の設置等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成29年11月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市障がい児総合支援施設を設置するため、この条例を定めようとする。

中津川市障がい児総合支援施設の設置等に関する条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援並びに地域生活支援事業を行うため、中津川市障がい児総合支援施設（以下「施設」という。）を設置する。

(位置)

第2条 施設の位置は、中津川市柳町7番7号とする。

(事業)

第3条 施設は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業
- (2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業
- (3) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を行う事業
- (4) 障害者総合支援法第77条第1項第8号に規定する移動支援事業
- (5) 障害者総合支援法第77条第3項に規定する日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業
- (6) その他障がい児の支援に関する事業

(指定管理者による管理)

第4条 施設の管理を別に定めるところにより、市が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理運営上必要と認める業務

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

議第134号

損害賠償の額の決定について

総合病院中津川市民病院における医療過誤に係る次の損害賠償の額の決定について、議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

中津川市長 青山節児

- 1 損害賠償の額 70,253,677円
- 2 損害賠償の相手方 当時 東海地区在住の男性のご家族

議第135号

損害賠償の額の決定について

総合病院中津川市民病院における医療過誤に係る次の損害賠償の額の決定について、議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

中津川市長 青山節児

- 1 損害賠償の額 3,080,000円

- 2 損害賠償の相手方 東海地区在住の女性

議第136号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市苗木公民館 中津川市苗木7516番地の1
指定管理者	中津川市苗木7516番地の1 苗木地域まちづくり推進協議会
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第137号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市付知公民館 中津川市付知町4956番地43
	中津川市アートピア付知交芸プラザ 中津川市付知町4956番地52
指定管理者	中津川市付知町4956番地43 付知町まちづくり協議会
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第138号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	馬籠ふるさと学校 中津川市馬籠4797番地230
	馬籠総合グラウンド 中津川市馬籠5729番地37
	馬籠ふれあい広場 中津川市馬籠4797番地240
指定管理者	中津川市神坂280番地 株式会社 クアリゾート湯舟沢
指定期間	平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

議第139号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市民プール 中津川市駒場1658番地の23
指定管理者	多治見市光ヶ丘二丁目60番地の1 株式会社 コパン
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第140号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	苗木公園 中津川市苗木字並松及び字井ノ口地内
	中津川市トレーニングセンター 中津川市苗木4610番地の24
指定管理者	中津川市駒場町1番3号 三菱電機ライフサービス株式会社 中津川支店
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

議第141号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市障がい児総合支援施設 中津川市柳町7番7号
指定管理者	中津川市柳町7番7号 特定非営利活動法人 かがやきキッズクラブ
指定期間	平成30年2月1日から平成33年3月31日まで

議第142号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年11月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川駅前市営駐車場 中津川市太田町2丁目3番19号
	中津川駅前広場市営駐車場 中津川市中津川字小淀川351番70
指定管理者	中津川市手賀野263番地の11 恵北ビル管理株式会社
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで